

○内閣府告示第二百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項及び同法附則第五条の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第五百六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道上川郡清水町
- 二 構造改革特別区域の名称 文化と人が響き合う清水町教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道上川郡清水町の全域

○内閣府告示第二百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項及び同法附則第五条の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上田市
- 二 構造改革特別区域の名称 上田市コミュニティー教育・交流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 上田市の全域

○内閣府告示第二百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上田市
- 二 構造改革特別区域の名称 蚕都上田 ラ・サンテボナールワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 上田市の全域

○内閣府告示第二百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消した  
ので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小諸市
- 二 構造改革特別区域の名称 信州小諸ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 小諸市の全域

○内閣府告示第二百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消した  
ので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東御市
- 二 構造改革特別区域の名称 とうみSunライズワイン・リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東御市の全域

○内閣府告示第二百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県埴科郡坂城町
- 二 構造改革特別区域の名称 さかきワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県埴科郡坂城町の全域

○内閣府告示第二百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 泉佐野市
- 二 構造改革特別区域の名称 すくすく・すこやか泉佐野給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 泉佐野市の全域